

# 宇部市道路照明灯スポンサー募集要項

宇部市では、スポンサー及び市が協働で道路照明灯の設置及び管理を行う「宇部市道路照明灯スポンサー事業」を創設しました。

この制度は、再生可能エネルギーへの転換や市道の交通安全・防犯などの推進を目的としており、企業、団体等のスポンサーが新設、更新した道路照明灯を市に寄贈し、譲り受けた市が維持管理を行うものです。

この事業の趣旨に賛同し、道路照明灯の新設、更新等を行っていただけるスポンサーを募集します。

## 1 道路照明灯スポンサーの種類

道路照明灯スポンサーの申込みにあたっては、下記からお選びください。

種類	対象となる道路照明灯	スポンサーの費用負担(目安)
新設	市道区域内の設置可能な場所に、太陽光発電式 LED 道路照明灯を新設するもの	1基につき約100万円
更新(建替え)	市が管理する道路照明灯のうち、老朽化等により更新が必要なもの	太陽光発電式 LED 道路照明灯の場合、1基につき約110万円 ※既設灯の撤去費用を含む。 商用電源式 LED 道路照明灯の場合、1基につき約80万円 ※既設灯の撤去費用を含む。
維持管理費(電気代等)に対する支援	市が管理する道路照明灯	スポンサー料 1基年額2万円 ※契約期間は3年間(更新可)

※上記は、いずれも電柱その他の施設に共架された道路照明灯は対象外とします。

## 2 対象となるスポンサー

この事業の趣旨に賛同する企業、団体又は個人がスポンサーの対象となります。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。

- (1)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で規制される者
- (2)貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業を営む者
- (3)たばこに係る事業を行う者
- (4)ギャンブル(宝くじに係るものを除く。)に係る事業を行う者
- (5)法律に定めのない医療類似行為に係る事業を行う者
- (6)暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者及びその者の統制下にある者

- (7)申込みの時点で市から入札参加資格停止措置を受けている者
- (8)市税を滞納している又は正当な理由がなく市に対する債務を履行していない者
- (9)政治性又は宗教性を有するもの
- (10)成年被後見人
- (11)民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者
- (12)被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (13)民法第17条第1項の規定により契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (14)破産者で復権を得ない者
- (15)その他、市長が適当でないと認める者

### 3 維持管理費に対する支援

#### (1)スポンサー料

道路照明灯の維持管理費に対する支援として、スポンサー料により、電気代等を一部負担していただきます。なお、スポンサー料の詳細は、次のとおりです。

- (ア)道路照明灯1基につき、年額2万円
- (イ)支払いは年度毎とし、市が発行する納付書により、市の指定期日までに納付
- (ウ)協定期間内の初年度又は最終年度において、協定の期間が1年未満の場合のスポンサー料は、スポンサー料年額を12で除して得た額に、当該年度の協定月数(該当月数が1月に満たない場合は1月として算定する。)を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

#### (2)協定の締結

スポンサー料の支払いについては、市と協定を締結します。協定期間は3年間とし、スポンサーの希望により更新することができます。

### 4 道路照明灯の規格等

この事業の対象となる道路照明灯の規格等は、下記のとおりです。

#### (1) 平均路面照度

- (ア)商用電源式の場合、車道10ルクス以上、歩道5ルクス以上であること
- (イ)太陽光発電式の場合、(ア)の条件を満たすことが望ましいが、設置場所の状況を考慮のうえ、市が設置の可否を決定

#### (2) 照明器具

- (ア)光源は、照明用白色発光ダイオード(白色LED)であること
- (イ)耐用年数は、4万時間以上であること

#### (3) 設置場所

- (ア)建築限界を侵さない場所であること。なお、歩道の場合は、原則として幅員が2.5メートル以上の場所であること
- (イ)道路の中央分離帯及びロータリーは、設置不可

(4) その他

- (ア)関係法令に適合したものであること
- (イ)設置場所周辺の景観と調和する形状のものであること

## 5 表示板

スポンサーは、工事施行承認申請の手続きを行ったうえで、道路照明灯の維持管理上支障のない支柱部分にスポンサー名の入った表示板を設置し、スポンサーの社会貢献を紹介することができます。

なお、表示板の仕様や条件は、原則として下記のとおりです。

(1) 表示板の形状及び大きさ

- (ア)形状は、長方形であること
- (イ)大きさは、縦幅70cm、横幅15cmの範囲内であること

(2) 表示板の構造及び設置方法

- (ア)容易に破損や腐朽しない構造であること
- (イ)容易に倒壊や落下しないよう堅固に設置すること
- (ウ)ステンレスバンドにより取り付けすること
- (エ)道路交通の安全を阻害する位置に設置しないこと

(3) 表示板の色彩等

- (ア)色彩は下地が緑色、文字が白色であること
- (イ)蛍光塗料を使用しないこと
- (ウ)裏面及び側面は、ペイント塗料、合成樹脂塗料等により塗装されていること

(4) 表示の文面は、次のとおりとします。(若干の変更は協議によります。)

<新設の場合>

「この太陽光発電式道路照明灯は、(スポンサー名)の協力により設置されました。」

<更新の場合>

(太陽光発電式の場合)

「この太陽光発電式道路照明灯は、(スポンサー名)の協力により設置されました。」

(商用電源式の場合)

「このLED道路照明灯は、(スポンサー名)の協力により設置されました。」

<維持管理費に対する支援の場合>

「この道路照明灯は、(スポンサー名)の協力により維持されています。」

(5) 表示板の設置期間

- (ア)新設又は更新の場合は、スポンサーとなった道路照明灯の次回更新時、又は老朽化等による撤去時まで

- (イ)維持管理費に対する支援の場合は、協定期間終了時まで

※ただし、天災、事故等の原因により、道路照明灯が倒壊、損傷した場合は、表示板を撤去する場合がありますのでご了承ください。

(6)表示板の設置に係る費用(目安:1~2万円程度)は、スポンサーの負担となります。また、表示板の設置後、スポンサーの都合による表示内容の変更や、表示板の老朽化等による交換に係る費用は、スポンサーの負担となります。

(7)スポンサーの不適格条項に該当した場合又はスポンサーが倒産等により存在しなくなった場合は、表示板を撤去しますのでご了承ください。

## 6 申込み方法等

### (1)提出書類

#### 《企業・団体の場合》

- ◎宇部市道路照明灯スポンサー申込書(様式第1号)
- ◎位置図(新設の場合のみ提出)
- ◎法人等の定款、その他これらに類する書類
- ◎登記事項証明書(但し、法人格のない団体の場合は、代表者の住民票)

#### 《個人の場合》

- ◎宇部市道路照明灯スポンサー申込書(様式第1号)
- ◎位置図(新設の場合のみ提出)
- ◎住民票

### (2)申込書様式の配布

道路整備課で配布するほか、市ホームページからダウンロードできます。

### (3)提出方法

持参、郵送のいずれか ※電子メール、FAXでの提出は受け付けできません。

### (4)申込期間

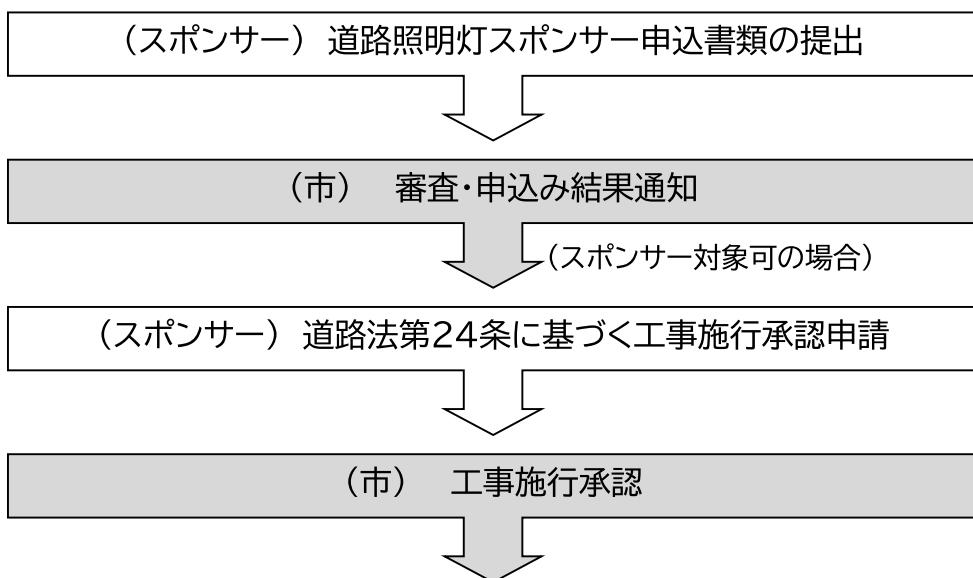
随时、申込みを受け付けます。

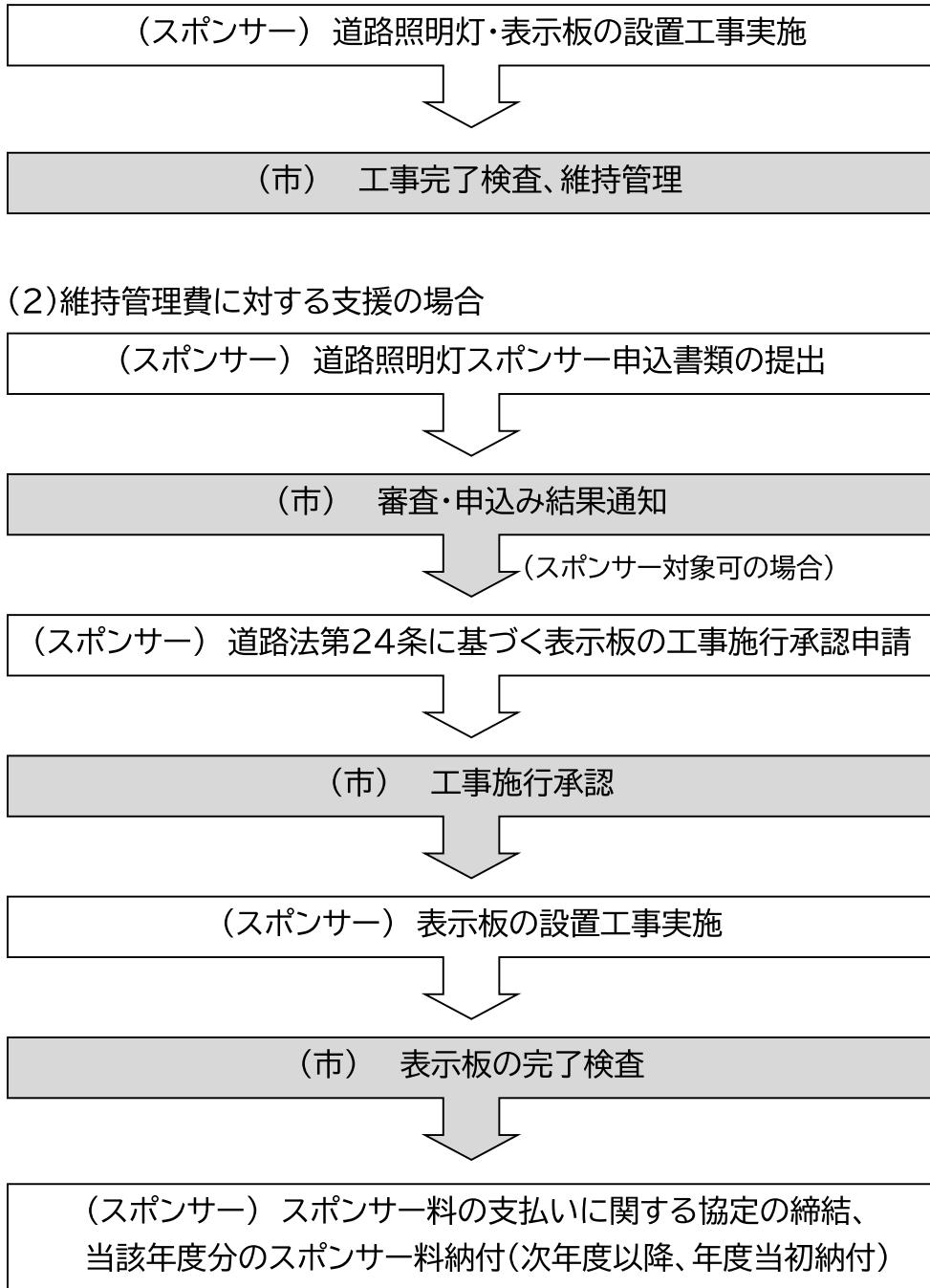
## 7 工事施行承認申請

スポンサー対象可の通知を受けて、道路照明灯の新設、更新又は表示板の設置を行う場合、道路法(昭和27年法律第180号)第24条に規定する工事施行承認申請の手続きが必要となります。

## 8 申し込み後の流れ

### (1)新設、更新の場合





(申し込み・問い合わせ先)

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号  
宇部市土木建設部道路整備課 企画調整係  
電話:0836-34-8412